

消費税率8%引き上げ時の改定における 消費税対応の計算方法について

平成25年8月2日

公益社団法人 日本医師会

消費税率8%への引き上げ時の計算方法(意見)

1. 医療経済実態調査により消費税率8%にかかる医療機関等の消費税負担率を把握

病院(全体^{注1})の課税仕入れ率^{注2} × 消費税率8% = 病院の消費税負担率
一般診療所の課税仕入れ率^{注2} × 消費税率8% = 一般診療所の消費税負担率
歯科診療所の課税仕入れ率^{注2} × 消費税率8% = 歯科診療所の消費税負担率
調剤薬局の課税仕入れ率^{注2} × 消費税率8% = 調剤薬局の消費税負担率

仕入にかかる消費税
医業・介護収益

2. 国民医療費を用いて消費税率8%にかかる医療機関等の消費税負担額を把握

病院の国民医療費 × 病院の消費税負担率 = 病院の消費税負担額
一般診療所の国民医療費 × 一般診療所の消費税負担率 = 一般診療所の消費税負担額
歯科診療所の国民医療費 × 歯科診療所の消費税負担率 = 歯科診療所の消費税負担額
調剤薬局の国民医療費 × 調剤薬局の消費税負担率 = 調剤薬局の消費税負担額

3. 既存の上乗せを差し引き、次期対応における上乗せとする

病院、一般診療所、歯科診療所、調剤薬局の別に、既存の上乗せを検証し差し引く方法と、施設類型にかかわらず一律に差し引く方法等が考えられる。

注1 病院(全体)は、一般病院および精神科病院を総合した集計。

注2 課税仕入れ率は、医業・介護収益に占める課税仕入れの割合(第19回医療経済実態調査により取得)。これについて、①「薬剤費、特定保険医療材料費を含む課税仕入れ率」を用いる方法と、②「薬剤費、特定保険医療材料費を除く課税仕入れ率」を用いる方法が考えられる。いずれの場合にも、病院、一般診療所、歯科診療所、調剤薬局別の「薬価等を含む上乗せ率」が明確にされることが望ましい。

平成元年及び平成9年4月改定時における 消費税対応の計算方法についての疑問点

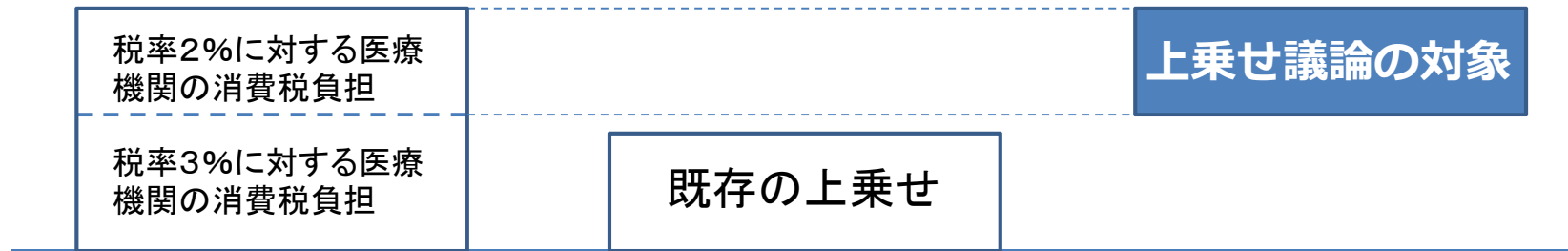
1. 平成9年の対応は、引き上げられた2%分だけを対象としており、元年の対応を検証・修正する仕組みがない点
2. 医療機関の消費税負担を求めるのに、「消費税率」ではなく、「消費者物価への影響」を用いている点
3. 医科、歯科、調剤に共通する一つの算式しか示されておらず、算式中の人件費、非課税品目等の比率について、医療経済実態調査の結果との対応関係が明確でない点
4. 設備投資ではなく減価償却費を用いている点。さらに、非課税品目の中に減価償却費が含まれている点
5. 平成元年の対応において、「価格低下品目」「主要でない項目」が上乘せの対象から除かれている点

疑問点 1

平成9年の対応は、引き上げられた2%分だけを対象としており、元年の対応を検証・修正する仕組みがない点

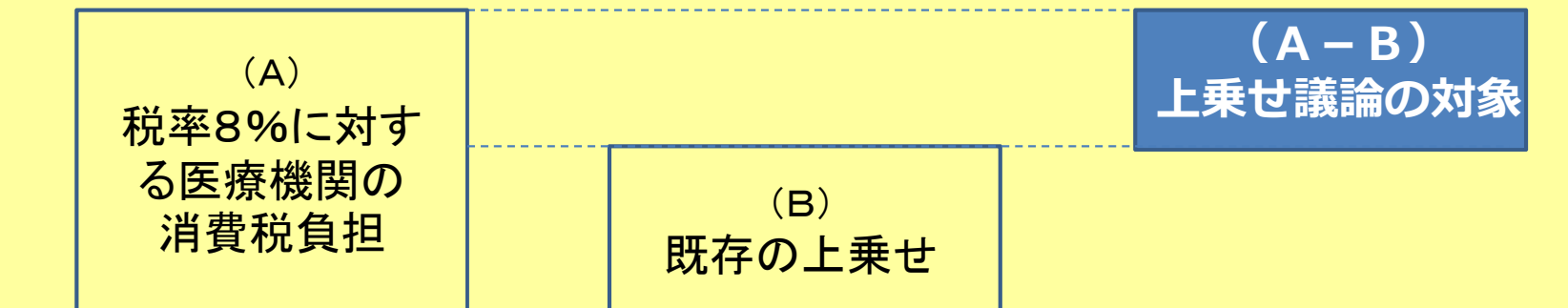
1. 平成9年4月改定時の考え方

引き上げられた2%分だけが議論の対象。



2. 次期対応における、あるべき上乗せの考え方

既存の上乗せ分について、定期的に検証し修正できる仕組みを入れることが望ましい。



疑問点 2

消費税がかかる仕入れに乗ずる係数として、「消費税率」ではなく、「消費者物価への影響」を用いている点

1. 当分科会における説明 課税仕入れに乗ずる係数として、消費税率ではなく、予想値である「消費者物価への影響」を用いた理由について、①非課税取引の存在、②免税事業者の存在、③物品税廃止の影響(平成元年)の3点が説明された。

2. 上記の対応への疑問

- ① 非課税取引については、すでに課税仕入れに絞り込んだ金額に乗じる係数であることから、ここで改めて非課税取引を考慮して二重に差し引くことは不適切。
- ② 免税事業者からの仕入れについては、医療機関における「免税事業者からの課税仕入れ」は僅少と考えられる(注1)。
- ③物品税廃止の医療機関への影響(平成元年)については、医療機関の仕入れ内容からみて、消費者への影響に比べて極めて限定的(注2)。

3. 次期対応への意見

今後は「消費者物価への影響」ではなく「消費税率」を用いるべき。

(注1) 平成23年度第24回税制調査会の参考資料(財務省提出)において、免税事業者の課税売上高は、課税売上高全体の1.7%と推計されている。医療機関が免税事業者から購入する割合は、一般消費者に比べ、低いとも考えられる。

(注2) 物品税の課税対象は、宝石、毛皮、電化製品、モーターボート、パチンコ機、乗用車、ゴルフクラブなど。

また、消費税導入時に、トランプ類税、砂糖消費税、入場税、通行税、電気税、ガス税、木材取引税(いずれも間接税)が廃止され、酒税、たばこ税の税率引き下げも行われた。これらの間接税見直しの影響も、医療機関の仕入れ内容からみて、消費者への影響に比べて極めて限定的と考えられる。

平成元年及び平成9年の計算方法

○平成元年4月診療報酬改定時(消費税導入時)の計算方法

① 薬価基準分 $3.0\% \times 0.9$ (注) $\times 0.9$ (在庫1ヶ月分調整率) = 2.4% (医療費ベース0.65%)

※満年度ベース 2.7% (医療費ベース0.72%)

② 診療報酬本体分

$$\left\{ 100 - 51.6\% \text{ (人件費)} - 20.4\% \text{ (薬剤費)} - 3.7\% \text{ (価格低下品目)} - 10.3\% \text{ (非課税品目)} \right. \\ \left. - 4.0\% \text{ (主要でない項目)} \right\} \times \underline{1.2/100 \text{ (消費者物価への影響)}} \times 10/11 \text{ (在庫1ヶ月分調整率)}$$

= 0.11% (満年度ベース0.12%)

(注)消費税導入時の薬価算定方式は、薬の流通価格の加重平均値よりも、最低でも10%程度上乗せされた価格が薬価として設定されていたため、過剰転嫁とならないよう、「0.9」を乗じている。

全体改定率 ①+②= 0.76% (満年度ベース0.84%)

○平成9年4月診療報酬改定時(消費税引上げ時)の計算方法

① 薬価基準分 20.9% (薬剤費の割合) $\times (105/103 - 1) = 0.40\%$

② 特定保険医療材料 2.4% (特定保険医療材料の割合) $\times (105/103 - 1) = 0.05\%$

③ 診療報酬本体分

$$\left\{ 100 - 46.8\% \text{ (人件費)} - 20.9\% \text{ (薬剤費)} - 2.4\% \text{ (特定保険医療材料)} \right. \\ \left. - 8.4\% \text{ (非課税品目)} \right\} \times \underline{1.5/100 \text{ (消費者物価への影響)}} = 0.32\%$$

全体改定率 ①+②+③= 0.77%

診療報酬改定における消費税への対応

○平成元年4月診療報酬改定(消費税導入時)における消費税分の上乗せ

診療報酬改定	医療費ベース	<u>+0.11%</u>	<table border="1"> <tr><td>医科</td><td>+0.80%</td></tr> <tr><td>歯科</td><td>+0.32%</td></tr> <tr><td>調剤</td><td>+1.50%</td></tr> </table>	医科	+0.80%	歯科	+0.32%	調剤	+1.50%
医科	+0.80%								
歯科	+0.32%								
調剤	+1.50%								
薬価改定	医療費ベース	+0.65%							
合 計	医療費ベース	<u>+0.76%</u>							

(※) 満年度ベースでは、0.84%

○平成9年4月診療報酬改定(消費税引上げ時)における消費税分の上乗せ

診療報酬改定	医療費ベース	<u>+0.32%</u>	<table border="1"> <tr><td>医科</td><td>+0.32%</td></tr> <tr><td>歯科</td><td>+0.43%</td></tr> <tr><td>調剤</td><td>+0.15%</td></tr> </table>	医科	+0.32%	歯科	+0.43%	調剤	+0.15%
医科	+0.32%								
歯科	+0.43%								
調剤	+0.15%								
薬価改定	医療費ベース	+0.45%							
合 計	医療費ベース	<u>+0.77%</u>							

(特定保険医療材料分0.05%を含む)

※ただし、同年度消費税引き上げ分とは別で以下の改定を実施

診療報酬改定	医療費ベース	<u>+0.93%</u>	<table border="1"> <tr><td>医科</td><td>+0.99%</td></tr> <tr><td>歯科</td><td>+0.32%</td></tr> <tr><td>調剤</td><td>+1.00%</td></tr> </table>	医科	+0.99%	歯科	+0.32%	調剤	+1.00%
医科	+0.99%								
歯科	+0.32%								
調剤	+1.00%								
…診療報酬の合理化を図るための改定									
薬価改定	医療費ベース	-1.32%							

よって消費税引上げ分とそれ以外の改定分の合計で、平成9年は+0.38%の改定となっている。

(参考)平成9年改定時の計算方法と医療経済実態調査

●平成9年4月改定時の計算方法 診療報酬本体分の算式中の比率(注1)

	人件費	薬剤費	特定保険 医療材料	非課税品目
全体(医科、歯科、調剤)	46.8%	20.9%	2.4%	8.4%

●平成7年6月 医療経済実態調査報告(注2)における比率

	給与費	医薬品費	材料費	非課税費用	
				減価償却費	その他
一般病院	46.2%	20.9%	7.6%	3.5%	4.5%
精神病院	58.2%	9.5%	5.7%	3.0%	5.1%
一般診療所(総数)	30.1%	23.1%	2.6%	2.9%	5.7%
歯科診療所	25.3%	1.4%	5.7%	4.3%	6.4%
老人保健施設	44.2%	1.8%	5.9%	10.9%	13.8%
保険薬局	20.0%	51.4%	-	1.2%	2.2%

(注1)当分科会において、以下の点が説明されている。

- ・個人の損益差額は人件費に、法人の損益差額はその他費用(人件費、医薬品費、材料費、委託費、減価償却費以外)に含まれている。
- ・特定保険医療材料は、国民医療費と社会医療診療行為別調査から算出されている。
- ・全体(医科、歯科、調剤)の費用構造は、国民医療費、医療施設調査の施設数比、医療経済実態調査の費用構造比から算出されている。

(注2)病院、診療所、老人保健施設は「平成7年6月医療経済実態調査(医療機関等調査の消費税関連集計)報告」より、
保険薬局は「平成7年6月医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」より作成した。